

平成30年度阿蘇産品の振興パンフレット制作業務委託

一般競争入札公告

1 目的

阿蘇地域が有する農業・畜産業・林業等の“阿蘇産品”の価値を、消費者に向けて効果的に伝えることで、阿蘇産品の魅力を広く発信し、観光旅客の誘致及び旅行消費額の増額、来訪者満足度の向上を目的とした阿蘇地域の「食」に特化したパンフレットを制作する。

2 入札に付する事項

- (1) 件名 平成30年度阿蘇産品の振興パンフレット制作業務委託
- (2) 委託内容・履行場所及び履行期限 入札説明書及び委託仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで。
- (4) 入札方法 入札参加者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、費税額を加算した金額を入札書に記載すること。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)

3 競争に参加する者の必要資格等に関する事項

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有する団体。
- (2) 地方自治体の指名競争入札の参加資格を有する団体。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立てをされた者
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続き開始の申立をされた者
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (9) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積

- 極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 スケジュール

公告（デザインセンターHP）	平成30年9月14日（金）から14日間
入札日	平成30年9月28日（金）
委託先決定	審査終了後決定。契約に向け、掲載内容等の詳細を協議。
契約期限	平成31年3月29日（金）

5 入札日（郵便入札）

- (1) 日時 平成30年9月28日（金）
(2) 場所 公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンター 事務所

6 入札に関する提出物等について（郵便入札）

- ・提出物
入札書・誓約書 各1部
- ・提出期限
平成30年9月27日（木）午後5時（必着）

7 予定価格

¥1,298,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 質問

今回の業務委託について質問を希望する場合は、平成30年9月21日（金）午後5時までに質問（様式任意）を下記9の担当者あてにFAXまたはメールにて提出すること。

9 入札結果について

改札終了後3日以内に、当財団ホームページにて結果を通知する。

10 問合せ先

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4607番地1

（公財）阿蘇地域振興デザインセンター

担当：江藤（えとう）、長浜（ながはま）

TEL 0967-22-4801（平日：午前8時30分から午後5時15分まで）

FAX 0967-22-4802

Eメール info@asodc.or.jp